

補助金を利用して 合併処理浄化槽に切り替えましょう!!

合併処理浄化槽は快適な生活環境だけでなく、
きれいな水で豊かな自然を守ります。

公共下水道事業計画区域（雨水整備のみの計画区域を除く。）を除いた区域において、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ切替える場合、設置費用の約5割が補助されます。5～7人槽：(65～101万円)

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る費用（例）
～7人槽合併処理浄化槽設置、既存単独処理浄化槽撤去の場合～

工事費7人槽
170万円の場合

合併処理浄化槽設置費＋配管工事費
＋既存単独処理浄化槽撤去費

重点区域

市補助101万円（59%）

自己負担
69万円（41%）

上記以外の区域

市補助84万円（49%）

自己負担
86万円（51%）

補助金は予算の範囲内で先着順に受付します。お気軽にお問い合わせください。

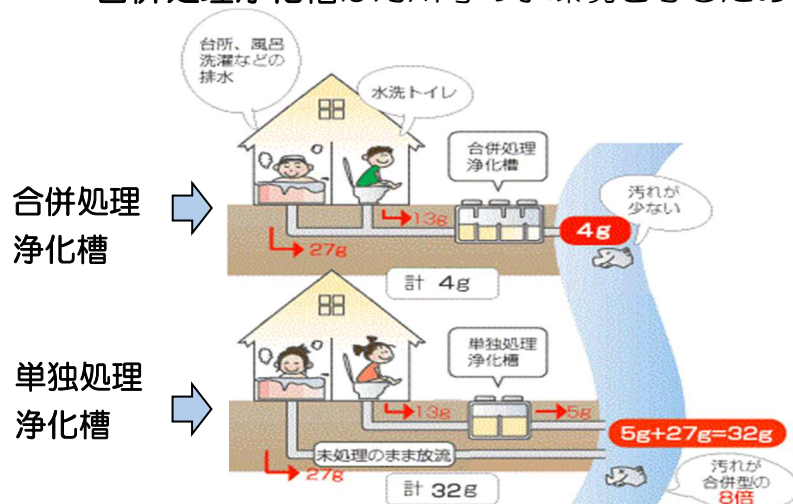
※浄化槽工事着工後の申請は認められませんのでご注意ください。

※工事業者を通しての申請も可能です。各工事業者とご相談ください。

合併処理浄化槽とは？

浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、し尿及び生活雑排水の両方を処理する合併処理浄化槽があります。

合併処理浄化槽は河川等の水環境を守るためにも大変有効です。



環境省「浄化槽サイト 自然にやさしい浄化槽のひみつ」より

合併処理浄化槽設置地域の放流先側溝



未処理の生活排水が直接放流される側溝





合併処理浄化槽設置費補助制度のご案内

本市では、公共下水道事業計画区域を除いた区域における生活排水対策として、合併処理浄化槽の設置を促進しています。補助制度を活用することで合併処理浄化槽へ転換しましょう。

1 補助金の限度額

設置・配管・撤去に必要な経費に対する補助限度額は下表*のとおりです。

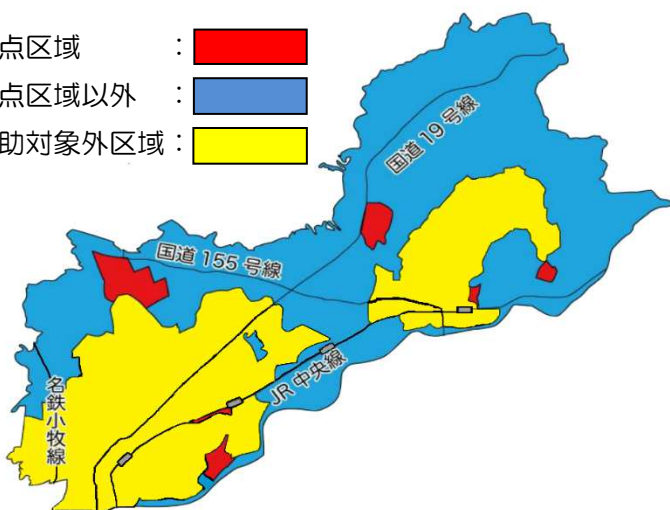
区分	人槽	補助交付限度額	
		公共下水道事業計画区域(雨水整備のみの事業計画区域を除く。)を除いた区域	
		①重点区域	②重点区域以外
(1) 建替・増改築 建築確認申請を伴う工事の場合	5人槽	80,000円	
	7人槽	110,000円	
	10人槽	140,000円	
(2)-1 単独処理浄化槽・ くみ取り便槽からの 転換	5人槽	360,000円	230,000円
	7人槽	590,000円	420,000円
	10人槽	810,000円	610,000円
(2)-2 単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの転換に 伴う 配管工事費 ((2)-1に加算)		300,000円	
(2)-3 単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの転換に 伴う 撤去費 ((2)-1に加算)		120,000円	

2 補助対象区域

公共下水道事業計画区域(雨水整備のみの公共下水道事業計画区域を除く。)を除いた区域	①重点区域
	②重点区域以外

凡例

- ① 重点区域 :
 ② 重点区域以外 :
 ③ 補助対象外区域 :



【①重点区域】 (五十音順)

○次の町名の一部

岩野町、上野町、大手町、上田楽町、木附町、下条町、高蔵寺町、坂下町、下津町、上条町、鷹来町、高座町、玉野町、田楽町、中切町、町屋町、弥生町

【②重点区域以外の区域】

○次の町名の全部

明知町、牛山町、内津町、大留町、神屋町、春日井上ノ町、春日井町、金ケ口町、北城町、熊野町、黒鉾町、西尾町、桜佐町、下原町、庄名町、新開町、神領町、宗法町、大泉寺町、玉野台、外之原町、中町、西屋町、西山町、廻間町、東山町、不二力丘、細野町、堀ノ内町、桃山町、四ツ家町

○次の町名の一部

味美上ノ町、穴橋町、岩野町、上野町、大手町、小木田町、勝川町、上田楽町、木附町、気嚙町、下条町、高蔵寺町、坂下町、篠木町、下津町、下屋敷町、十三塚町、上条町、鷹来町、高座町、高山町、玉野町、田楽町、出川町、中切町、林島町、東神明町、東野新町、東野町、前並町、松河戸町、松本町、南下原町、宮町、六軒屋町

【問合せ・申請先】
春日井市環境部環境保全課 環境監視担当

電話 0568-85-6217
ファックス 0568-84-8731
E-mail hozen@city.kasugai.lg.jp